資料１

第１６３回愛知県市長会議

提出議案

（未定稿）

第１６３回　愛知県市長会議提出議案一覧表（未定稿）

		ページ
第１号議案	基幹統計調査に係る広報及び財政措置等について 知多ブロック　提出	3
第２号議案	障害福祉サービスにおける居住地特例の見直しについて 東尾張ブロック　提出	4
第３号議案	特別弔慰金支給事務に係る財政措置について 東三河ブロック　提出	5
第４号議案	不妊治療費に係る助成制度の支援措置について 西尾張ブロック　提出	6
第５号議案	優良企業の市外・県外流出の防止について 西尾張ブロック　提出	7
第６号議案	南海トラフ地震の防災・減災対策に係る農業用燃料タンクへの財政措置について 西尾張ブロック　提出	8
第７号議案	社会資本整備総合交付金の財政措置について 東三河ブロック　提出	9

第８号議案　市有建築物の天井耐震改修事業について　10
西三河ブロック　提出

第９号議案　学校規模適正化に向けた学校統合に係る教職員の加配について　11
東三河ブロック　提出

第 10 号議案　排水ポンプ場施設における緊急時の修繕等に係る財政措置ついて　12
知多ブロック　提出

第 11 号議案　放課後子ども教室推進事業に係る財政措置について　13
知多ブロック　提出

第 12 号議案　学校施設環境改善交付金制度の拡充について　14
東尾張ブロック　提出

第 13 号議案　幼稚園就園奨励費補助制度の財政措置について　15
知多ブロック　提出

第１号議案

基幹統計調査に係る広報及び財政措置等について

知多ブロック　提出

国勢調査については、日本国内に住むすべての人と世帯を対象としていることから、市民に認知されており、調査への理解が得られ易い調査であります。しかし、住宅・土地統計調査や経済センサス等の基幹統計調査については、ほとんど認知されていないこと、さらには、調査項目や調査期間の重複による負担から、調査対象者の理解、協力が得られず、統計調査員の業務の遂行に困難をきたしております。

その上、地域住民の個人情報保護の意識の高まりや、共同住宅等の防犯機能の向上等により、調査環境は厳しさを増しており、統計調査員の確保にも大変苦慮しております。

よって、国におかれては、**広く地域住民の基幹統計調査への理解と協力を得るための広報活動の充実及び基幹統計調査の統廃合を含めた調査方法や調査項目の見直し等を実施されるよう要望します。**

また、**統計調査員の確保のため、調査員報酬等の増額を要望します。**

第２号議案

障害福祉サービスにおける居住地特例の見直しについて

東尾張ブロック　提出

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」において、障害者の福祉サービスに係る自立支援給付の支給決定は、申請者である障害者の居住地の自治体が行うこととされています。

なお、例外として一定の施設等の入所・入居者については、施設等所在地自治体の支給決定等事務及び費用負担が過大とならないよう、入所等する前の居住地の自治体が実施主体となる居住地特例が設けられています。

ところが、居住地特例の対象となる施設に介護保険法における介護保険施設、認知症対応型共同生活介護及び特定施設（以下「介護保険施設等」という。）は含まれていないため、障害者が介護保険施設等に入所し、介護保険サービスで支援を賄えない場合は、申請者の居住地の自治体が自立支援給付の実施主体となります。

よって、国におかれては、**自治体の施策として介護保険施設等を拡充させた場合、施設所在地自治体の財政を圧迫することのないよう、自立支援給付の支給決定に係る居住地特例として介護保険法における介護保険施設等も対象とすることを要望します。**

第３号議案

特別弔慰金支給事務に係る財政措置について

東三河ブロック　提出

戦没者等の遺族に対する１０年に１度の特別弔慰金の支給に係る事務については、支給要件が複雑で申請に必要となる添付書類も多種・多様となり、申請者が高齢であることもあって、窓口となる地方自治体の事務負担は非常に大きなものとなります。

前回（平成１７年度）の特別弔慰金支給時においては、地方自治体が当該事務に必要とする人件費等の経費に見合う国の交付金負担がなく、体制を整えることができなかったため、本来の業務に支障をきたした経緯があります。

よって、国におかれては、**戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に係る地方自治体の人件費等の事務経費に対して、必要十分な財政措置を講じられるよう要望します。**

第４号議案

不妊治療費に係る助成制度の支援措置について

西尾張ブロック　提出

不妊に悩む夫婦を対象とした一般不妊治療に係る費用については国による補助制度はありませんが、市町村が県の補助制度に上乗せをして費用の一部を補助しております。

一方、都道府県、指定都市及び中核市が行う特定不妊治療費助成事業については、国から事業に係る費用の１／２が補助されてはいますが、国が定めている助成額は治療に必要な十分な金額ではなく、特定不妊治療を行う人に多大な負担がかかっております。

よって、国におかれては、**不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、一般不妊治療費に対しても助成制度を創設していただくとともに、特定不妊治療費についても、不妊治療を行う人に対する保険適用又は補助額の引き上げなど、より一層充実した支援措置を講じるよう要望します。**

第５号議案

優良企業の市外・県外流出の防止について

西尾張ブロック　提出

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（通称「企業立地促進法」）は、地域の特性や強みを生かした企業立地の促進を通して地域産業の活性化を目指すものであり、指定集積業種に該当する事業者が、工場を新増設する場合や事業高度化を図る場合に適用されます。

工場の新増設に伴う土地の確保について、同法に基づく指定集積業種に関しては、愛知県の「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」により、市街化調整区域における開発行為及び建築等が認められるとされておりますが、指定集積業種に該当しない企業の場合は認められないため、当該優良企業が事業拡大を計画する際の土地の確保が困難となり、市外への移転を検討する事例が見受けられます。

一定地域の産業集積分野の更なる集積を目的とする法の趣旨は理解できますが、現在市内にある優良企業の市外・県外流出は、地方自治体にとって大きな損失であります。

よって、国におかれては、**現在市内で操業している企業の市外・県外流出を防止するため、基本方針に定められる集積業種の設定の見直し、または、集積のない産業であっても指定集積業種に加えることができるような特例措置を講じられるよう要望します。**

第６号議案

南海トラフ地震の防災・減災対策に係る農業用燃料タンクへの財政措置について

西尾張ブロック　提出

愛知県全域は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、沿岸部においては津波による被害も想定されております。

津波被害で懸念されるのは、東日本大震災にもありましたように、津波による農業用燃料タンクの倒壊や浸水により燃料が流出し、火災が発生することです。

当地域は、施設園芸農業が盛んであり、多くの農業用燃料タンクが存在するため、油を使用しない電気式などの代替加温装置への変更、または流出防止装置付きのタンクへの買い替えなどの対策が必要となっております。

よって、国におかれては、**二次災害のリスクを軽減するため、農業用燃料タンクの防災・減災対策に要する経費について財政措置を講じられるよう要望します。**

第７号議案

社会資本整備総合交付金の財政措置について

東三河ブロック　提出

国は、社会資本整備総合交付金について、経済・地域の活性化を推進する観点から、都市機能の街なかへの集約化や民間投資を喚起する総合的な整備計画に対して重点配分を行うことを考えています。

重点配分を行う趣旨は理解できますが、現在、社会資本整備総合交付金を活用して実施している事業の中には国が示している重点配分の対象とならない事業があり、対象から外れた場合は交付金が減額されます。

これにより、事業の進捗に大きな影響が出ること、また、事業期間が延長することに伴い、事務費の増加や事業費の借入金に対する金利が生じるなど、費用の増加が予想されます。

よって、国におかれては、**現在社会資本整備交付金を活用して実施している事業については、交付金算定額を減額することなく、社会資本総合整備計画に基づいた財政措置を講じられるよう要望します。**

第８号議案

市有建築物の天井耐震改修事業について

西三河ブロック　提出

平成２５年に国から公共施設の天井の脱落防止のための改修促進を図るべき旨が示され、平成２６年４月からは新築、増改築等の建築物に対し、天井脱落対策基準への適合が義務付けられました。

天井の耐震改修工事は、大空間での作業になるため、大規模な仮設が必要になることや、ホールなどの音響を重視する天井の施設もあり、多額の改修費が必要となります。

ところが、国の社会資本整備総合交付金の補助金額は、耐震改修工事のための調査や設計以外に要する費用に２３％を乗じて得た額の１／２となっており、このため、耐震改修工事を行う都市自治体に多額の負担が生ずる仕組みとなっております。

また、補助金の対象要件として、特定行政庁の勧告・指導を受けたものであることなど、事務手続き面での対応にも苦慮しております。

よって、国におかれては、**社会資本整備総合交付金に係る市有建築物の天井耐震改修事業について、補助金の増額、補助対象の拡大をするよう要望します。**

併せて、**特定行政庁の勧告・指導の撤廃、手続きの簡素化等補助要件の見直しを要望します。**

第９号議案

学校規模適正化に向けた学校統合に係る教職員の加配について

東三河ブロック　提出

少子化が急激に進行する中、都市自治体においては、児童生徒の教育環境改善を図るために、学校統合など小中学校の規模適正化に向けた取組みを進めています。

学校統合に対する保護者や児童生徒の不安を軽減し、統合後の魅力ある学校づくりに取り組んでいくには、校区の拡大化により通学方法が変わることに伴う安全指導やルール作り、児童生徒へのきめ細かな指導、地域に関わる学習の見直し、行事等を含めた新たな教育活動の工夫などについて、家庭や地域と連携を取りながら対応していくことが必要であり、教職員の人員確保が重要であります。

よって、国におかれては、**学校規模適正化に向けた学校統合に係る教職員の加配について、必要な人員の確保とともに加配期間を延長するなど、より一層の支援措置を要望します。**

第 10 号議案

排水ポンプ場施設における緊急時の修繕等に係る財政措置について

知多ブロック　提出

排水ポンプ場施設の改築・更新については、下水道長寿命化支援制度に基づく国の補助制度がありますが、補助要件として、既存の施設を有効活用し、体系的に長寿命化を図るストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画の策定が必要とされ、計画策定前に施設における全機器について本手法に基づく健全度や劣化状況を調査し、調査結果を踏まえてライフサイクルコストを算出することが必要となりました。

そのため、計画策定前の作業から計画に基づいて事業に着手するまでに少なくとも３年程度、事業終了までに４年から６年程度の期間を要するうえ、機器の健全度判定やライフサイクルコストの算出には高い専門性を要することから、業者への委託料など費用面においても負担がかかる状況となっております。

また、近年、局地的な集中豪雨が頻発しており、緊急時の修繕に対応するための費用や維持管理費については、国の補助制度がないため、今後、排水ポンプ場施設の経年劣化に伴って下水道長寿命化計画に基づかない緊急時の修繕費及び維持管理費が増大し、財政的負担が多大となることが懸念されます。

このような状況の中、従来手法に基づく適正な維持管理のもと、突発的な修繕にも対応し機能維持を図っていくことにより、ストックマネジメントによる計画的な手法と同様の成果が得られると考えます。

よって、国におかれては、**排水ポンプ場施設における緊急時に係る修繕費及び維持管理費に対し、柔軟に対応できるような補助制度を創設するよう要望します。**

第 11 号議案

放課後子ども教室推進事業に係る財政措置について

知多ブロック　提出

「放課後子ども教室推進事業」の補助率は国が１／３、都道府県が１／３、市町村が１／３となっております。

しかしながら、平成２６年度補助金交付申請に対する市町村への内示額は、交付申請額を下回る金額であり、事業実施に多大の影響を及ぼしています。

また補助金申請について、従来は「放課後子ども教室推進事業」として月曜から土曜まで実施している事業を一括して申請していましたが、平成２６年度より土曜日実施分については「地域の社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」として、平日実施分と分けて申請することとなりました。

補助金制度が細分化されたことにより事務の負担が増加するばかりでなく、土曜日分の事業費を分けて算出することが困難であり、補助金制度が活用できない事例も生じております。

よって、国におかれては、**放課後子ども教室推進事業にかかる補助金について、補助率どおり交付されるよう要望します。**

また、**補助対象補助金制度につきましては、より使いやすい補助金制度としていただくよう要望します。**

第 12 号議案

学校施設環境改善交付金制度の拡充について

東尾張ブロック　提出

公立の小中学校等の老朽化や空調設置等に伴う大規模改造工事に対して、工事費の一部が国の学校施設環境改善交付金により補助されます。

しかしながら老朽化による改造の補助対象となる工事は、建物の外部及び内部の両方を同時に全面的に改造するものであること、建物全体の延べ床面積の約７０％以上を改造するものであること、事業費が７千万円以上である事業が対象であること等の要件があり、老朽化が著しい部分のみの改修は対象となりません。

また、快適な学習環境の整備を図る空調設置工事には、多大な費用が必要となりますが、補助率が１／３であるうえ、現在の基準単価では、早期かつ一律的な施設整備の実施は困難な状況です。

よって、国におかれては、**学校施設環境改善交付金の大規模改造事業に係る補助対象要件の緩和及び補助率や基準単価の引上げなど、さらなる制度の拡充を要望します。**

第 13 号議案

幼稚園就園奨励費補助制度の財政措置について

知多ブロック　提出

幼稚園に就園する園児の保護者の経済的負担を軽減するため、都市自治体が実施する幼稚園就園奨励事業について、国は予算の範囲内で経費の一部を補助するとしており、補助率は１／３以内としています。

しかしながら、実際に交付される補助率は２０％台前半となっており、地方自治体に負担がかかっている状況です。

よって、国におかれては、**幼稚園就園奨励費補助金について、補助率どおり１／３を交付するよう要望します。**